

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	土木部
監査の種類	平成27年度 定期監査（27監第67号 平成28年1月8日報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>1 収入事務（その1）</p> <p>土地境界に関する証明手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込み及び調定期が遅延している例が認められた。</p> <p>※ 土地境界に関する調査証明手数料として平成27年5月28日（木）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月29日（金）までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、翌月1日（月）に払い込まれていた。</p> <p>また、当該手数料は、市財務規則第37条第1項第4号に規定する随時の収入金で納入通知書を発しないものに該当することから、その調定は、手数料を徴収した平成27年5月28日に行わなければならないが、同月29日に遅延して行われていた。</p> <p>【類例3件あり】</p> <p style="text-align: right;">（道路管理課）</p>	<p>証明手数料については、いわき市財務規則第49条の3により、その日のうちに指定金融機関に払い込まなければならないことは理解していたものの、徹底が不十分であったため遅延が生じてしまいました。</p> <p>今後は、調定の時期についても、収入のあった時に速やかに起案決裁を受けるよう徹底したうえで、払込みが指定金融機関の営業終了後となる場合は、課所有の金庫に保管し、翌日の払込みに遅延が生じないように努めて参ります。</p> <p>また、収入事務に係るミス防止マニュアルを作成し、再発防止の徹底に努め、適正に事務処理をして参ります。</p>
<p>2 収入事務（その2）</p> <p>道路占用料に係る収入事務において、占用料の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>【事例1】</p> <p>占用物件の単位あたりの占用料が誤っているもの</p> <p>※ 平成27年5月27日付けで行った電気通信設備の新設・撤去に係る道路占用許可に伴う道路占用料については、占用物</p>	<p>道路占用料に係る収入事務において、占用物件の単位あたりの占用料を19円と算出すべきところを13円と誤って算出してしまいました。</p> <p>これによる差額154円については、平成28年1月26日に申請者に説明し、納入通知書兼領収証書を送付済みであります。</p> <p>また、平成27年6月3日から平成28年6月</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>件が市道路占用料条例第2条別表における道路法第32条第1項第2号に掲げる物件（管路等）であり、外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のものであることから、占用料は長さ1メートルにつき1年で19円とされている。</p> <p>しかしながら、当該占用料については、外径が0.07メートル未満のもの長さ1メートルにつき1年13円で算出していた。</p> <p>【事例2】</p> <p>次年度以降の占用料を当年度分を含めて徴収しているもの</p> <p>※ 平成27年6月3日付けで行った足場設置に係る道路占用許可に伴う道路占用料については、占用期間が許可日から平成28年6月30日までとなっていることから、市道路占用料条例第3条第1項ただし書の規定により、平成28年度分の占用期間に係る占用料については、平成28年度の4月末日までに徴収するとされている。</p> <p>しかしながら、当該占用料については、平成27年度において平成28年度分の占用期間に係る占用料を含めて算出し、徴収していた。【類例1件あり】</p> <p style="text-align: right;">（道路管理課）</p> <p>3 収入事務（その3）</p> <p>土地境界に関する調査証明手数料に係る収入事務において、手数料の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 土地境界に関する調査証明手数料は、市手数料条例により1境界を1件とし、1件につき250円納付することとなっている。また、その件数については、境界確定事務を行う関係各部で策定された境界確定事務取扱要領に基づき算出することとされ</p>	<p>30日までの占用料13ヶ月分を当年度で徴収してしまったものについては、平成27年6月3日から平成28年3月31日までの10ヶ月分を平成27年度分とし平成28年4月1日から平成28年6月30日までの3ヶ月分を平成28年度分として徴収するべきでありました。</p> <p>これによる平成28年度分の3,960円については、申請者に説明を行い還付し、平成28年4月に平成28年度分として徴収することといたしました。</p> <p>今後は、このような誤りが無いようチェック体制の強化に努め、万全を期して参ります。</p> <p>また、収入事務に係るミス防止マニュアルを作成し、再発防止の徹底に努め、適正に事務処理をして参ります。</p> <p>土地境界に関する調査証明手数料の算出については、境界確定事務取扱要領に基づき算出しておりますが、本件については、2境界500円と算出すべきところを1境界250円と誤って算出してしまいました。</p> <p>これによる差額250円については、平成28年1月29日に収入済みであります。</p> <p>今後は、このような誤りが無いようチェック体制の強化に努め、万全を期して参ります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>ており、同要領では1境界とは1筆と1筆の土地の境であることを基本とした取扱いとなっている。</p> <p>内郷地区における境界確定事務においては、2境界を調査し2件分として500円と算出しなければならないところを1件分として250円と算出していた。【類例2件あり】</p> <p style="text-align: right;">(道路管理課)</p> <p>4 契約事務 (その1)</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用した契約事務において、随意契約によることができる限度額を超えているにもかかわらず、随意契約の方法により契約を締結している例及び予定価格は設定されているものの、予定価格書が作成されていない例が認められた。</p> <p>※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用して随意契約（少額随意契約）により契約締結する場合は、予定価格が市財務規則（以下「規則」という。）第128条に定める限度額を超えないものをするときとされており、雨量計情報システム保守点検業務委託については、同条第6号が適用され予定価格の限度額は50万円である。</p> <p>しかしながら、本契約の予定価格は527,040円となっており限度額を超過しているにもかかわらず随意契約の方法により契約を締結していた。</p> <p>また、随意契約の方法により契約を締結するときは、規則第128条の3の規定により、規則第117条の規定に準じ予定価格を決定し、予定価格書を作成しなければならないが、本契約においては作成されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(河川課)</p>	<p>また、収入事務に係るミス防止マニュアルを作成し、再発防止の徹底に努め、適正に事務処理をして参ります。</p> <p>随意契約の限度額については入札（見積）書比較価格の額を基準にしてしまい、また予定価格書の作成については確認を見落としおりました。</p> <p>については、随意契約及び予定価格書の作成について、随意契約確認表の作成を徹底し、また確認しやすいよう早見表を作成して複数職員により内容を確認するなどの対策を実施するなどにより、今後、再発防止の徹底に努め、適正に事務処理をして参ります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>5 契約事務（その2）</p> <p>道路占有管理システムの保守管理業務委託に係る契約事務において、契約の開始日を5月1日としているが、機器故障時の対応等を考慮し、4月1日を開始日とすべきである。</p> <p>※ 道路占有管理システム保守管理業務委託については、平成27年5月1日から平成28年3月31日までを契約期間として、平成27年4月30日に契約を締結している。</p> <p>当該契約の内容には、ハードウェアの保守やシステムの機能追加・変更・修正対応、及び障害発生時の復旧支援等が含まれており、機器の故障など緊急時の対応を考慮した場合には、年度内に契約の空白期間が生じていることは望ましくないことから、4月1日からの契約とすべきものである。</p> <p style="text-align: right;">（道路管理課）</p> <p>6 契約事務（その3）</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用した随意契約の方法により契約を締結する場合における公表が適切に行われていない。</p> <p>※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を適用した随意契約の方法により契約を締結する場合には、市財務規則第128条の2第1号で「あらかじめ、契約に係る発注の見通し」を、同条第2号で「契約の締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等」を、同条第3号で「契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況」について公表することとされてい</p>	<p>平成28年度以降の道路占有管理システムの保守管理業務委託については、4月1日から翌年3月31日までの契約期間とし、適正な事務処理の徹底に努めて参ります。</p> <p>市財務規則第128条の2第1号と同条第2号の公表を同時に実施しておりましたが、契約課作成の「随意契約に関する事務執行のための指針」に基づき、今後は適切に公表を実施して参ります。</p> <p>その際、公表方法のフロー図を作成し、担当に配付するなどにより、対応を徹底して参ります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>る。</p> <p>これらの規定が適用される契約として締結した道路管理課の平地区街路樹管理委託及び河川課の四時ダム公園植栽管理業務委託に係る契約事務において、第2号で定める内容の公表を第1号で定める発注見通しの公表の段階で行っており、第2号で定める契約締結前の公表は行われていなかった。【類例4件あり】</p> <p>また、道路管理課の平地区街路樹管理委託については、第3号で定める公表も行われていなかった。【類例3件あり】</p> <p style="text-align: center;">(道路管理課、河川課)</p> <p>7 契約事務 (その4)</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる36件のうち4件の契約において当該措置が講じられていなかった。</p> <p style="text-align: center;">(住宅課)</p>	<p style="text-align: center;">措置した内容</p> <p>監査の指摘を踏まえ、指摘された4件全ての契約について、契約業者との間に変更契約を平成28年1月29日付で締結し、契約相手方が、履行期間中にいわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成22年2月22日制定)第4条第1項に規定する排除措置対象者であると認められる場合には、契約の解除をすることができることといたしました。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	土木部
監査の種類	平成27年度 定期監査（27監第67号 平成28年1月8日報告）

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 水防本部から災害対策本部への円滑な移行について</p> <p>本市においては、大雨や洪水等の際、水難等を警戒・防御し、これに因る被害の軽減を図るなど公共の安全を保持するため、水防法第16条による水防警報の通知等を受けたときから洪水等による危険が除去される間、市水防計画に定める組織・事務分掌に基づき水防本部（地区水防部を含む。）を設置し、対応することとなっている。</p> <p>また、市地域防災計画の規定により、水防本部が設置された場合において、災害救助法が適用となる規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがあると市長が判断した場合、気象特別警報が発表された場合で水防本部長が災害対策本部（以下「災対本部」という。）の設置が必要と判断した場合には、水防本部から災対本部へ切り替えられることとなっている。</p> <p>水防本部から災対本部へ切り替わる場合、水防本部総括部隊の土木部職員が行ってきた被害情報の統轄集計に関することや関係各部等からの情報収集などの業務が災対本部総括部の職員に引き継がれることになるが、その引継ぎの内容が具体的で明確となっていないため、関係者間の認識に部分的な齟齬があり、共通理解に立った円滑な引継ぎが求められる。</p> <p>こうしたことから、水防本部を所管する土木部においては、水防本部から災対本部への</p>	<p>共通認識の下で発生する災害への対応ができるよう、今後とも災害対策本部を所管する行政経営部と連携を強化して参りたいと考えております。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>切り替えにあたり、災対本部を所管する行政経営部と緊密に連携を図り、共通の認識のもとで、それぞれの役割を十分に果たしながら、より実践的で効果的な災害対応が確実に実施されるよう望むものである。</p> <p style="text-align: right;">(河川課)</p> <p>2 収入事務</p> <p>(境界確定事務取扱要領の改正の検討について)</p> <p>道路管理課が所管する市道等や河川課が所管する水路等の境界査定に関する事務のうち、小名浜地区管内のものについては小名浜支所経済土木課、勿来・田人地区管内のものについては勿来支所経済土木課が境界査定を行うとともに、申請者に対して土地境界に関する調査証明書を交付し、当該手数料については納入通知書兼領収証書・受入通知書兼領収済通知書(第15号様式)を発行して申請者に納付させている。</p> <p>両支所の事務処理は、土木部、農林水産部、財政部の3部の協議により策定された「境界確定事務取扱要領(以下「要領」という。)」(平成19年4月1日施行)第13の規定に基づき行われているが、市手数料条例(以下「条例」という。)第3条ただし書においては、手数料は証明書の交付の際に納付する旨規定されていることから、要領が条例の規定と整合が取れていない状況が発生している。</p> <p>また、土地境界に関する調査証明書交付に係る手数料の納付について、道路管理課、河川課では条例の規定に基づき事務処理が行われており、本庁と支所との間でその取扱いが異なっている。</p> <p>このことから、土木部においては要領の所管部として要領と条例との整合性を図り、関係各部と統一的な事務が執行できるよう協議し、要領の改正について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路管理課、河川課)</p>	<p>「境界確定事務取扱要領」について、財政部、農林水産部と協議のうえ、次のとおり改正し、関係部及び支所経済土木課に通知しました。</p> <p>(改正前)</p> <p>第13 境界確定事務についての手数料を「いわき市手数料条例」に基づき徴収するものとし、境界確定同意の通知と併せ、<u>納入通知書兼領収証書・受入通知書兼領収済通知書を発行する。</u></p> <p>(改正後)</p> <p>第13 境界確定事務についての手数料を「いわき市手数料条例」に基づき徴収するものとし、境界確定同意の通知と併せ、「<u>いわき市財務規則(昭和44年いわき市規則第17号)第49条の2第1項に定める領収証書を交付する。</u></p>